

# 路政問答

本欄は眞摯の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戲に墮するが如きものは差控可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む

△我帝國は愈々東亞保全之爲、長期建設を目ざして新秩序を整へ邁進しなければならぬ時節となつた。夫故に土木報國の使命を荷へる吾人は此上にも業務上の智能を啓き認識を深かめ各自の立場に於て畢生の努力を盡し以て帝國の發展に貢獻せねばならぬ。仍て新に「路政問答」なる欄を設け道路法、軌道法、自動車交通事業法、陸上交通事業調整法、土地收用法、水道條例、下水道法及之等の附屬又は關係法規に關する質疑は勿論事實に即して惹起せる疑義について慎重研究の上本誌上に其の解答を公にし以て廣く研究の資に供せんと欲する、庶幾は愛讀の諸彦は充分に本欄を利用せられんことを。(編輯主任)

田口一郎 擔當

## ◎國有鐵道敷設の爲にする道路占用協議

問 國有鐵道敷設の爲に市道又は町村道を横斷するの必要

ある場合に於て、當該鐵道官廳が道路占用協議を爲すべき

相手方は道路管理者たる市長又は町村長なりや(B生)。

答 國の專業の爲にする道路の占用に付ては當該官廳は主務大臣と協議することを要し、此の主務大臣の職權の一部

は地方長官に委任せられてゐる(道路法第二十八條第二項

第三項及大正十年内務省令第四號)。本問の場合には此の委任

事項に該當するから假令其の道路が市道又は町村道であつ

ても、鐵道官廳は所轄地方長官と協議することを要し、市

町村長は此の協議に應ずるの權限を有しない。尙此のこと

は市長管理に屬する六大都市内の國道及府縣道に付ても同

様である。

◎請負人の死亡に因る相續と道路工事の續行

問 道路改築工事の途中に於て請負人が死亡したる爲、請負營業を承繼したる相續人に其の工事を續行せしむる場合右相續人が未成年者なるも差支なきや（T縣生）。

答 請負契約上の仕事完成の債務は其の請負人の特異の技能等に着目し必ず其の者に依り履行せらるゝことを要する所謂一身に專屬する債務と認めらるゝ場合の外相續に依り承繼されるものと解し得るが、其の相續人が未成年者であるとすれば、道路工事執行令の適用ある工事に於ては同令第六條に依り請負人となることを禁ぜられる。然しながら本問に於ては其の相續人は被相續人の請負營業を承繼してゐるのであるから當然營業に關し法定代理人の許可を得てゐるものと思はれる。若しさうであれば其の者は民法第六條に依り該請負營業に關しては成年者と同一の能力を有するのであつて道路工事執行令第六條に所謂無能力者ではな

しから差支なき。

◎二府縣に互る市道、町村道の管理者に對する第

一次監督官廳

問 道路法第十五條に依り二府縣に互る市道又は町村道の路線を認定するに當りては、市町村長は道路法施行令第二十條に依り内務大臣の認可を受くることを要するも、右市道又は町村道の新設、改築其の他監督官廳の認可を要する行爲を爲す場合に於ては道路法施行令第十九條に依り府縣知事の認可を受ければ足るものと認めらるゝ處、此の府縣知事は該道路の關係する兩府縣知事なりや、管理者たる市町村長を第一次に監督する府縣知事なりや（H生）。

答 後段御意見の通りと存ず。

◎工業用水供給施設用地の收用

問 工場に於て使用する工業用水供給の目的を以て、水路及貯水池を開設せんとする場合、之に必要な土地は土地收用法に依り收用することを得るや（K・K生）。

答 特定の工場の用に供する爲にのみ開設せらるゝ場合は事業の公共性を有せざるを以て土地收用法を適用し難きものと思はれるが、其の水路を利用し得る地域内に於ける一般の工場に對し工業用水を供給するの計畫を以て施設せらるゝ場合に於ては土地收用法を適用し得るものと解す。

### ◎土地收用法に依る訴願と收用審査會

問 土地收用法第八十一條に依る訴願の提起ありたる場合之が經由に際し收用審査會は釋明書作成上意思決定の必要あるを以て會議を開くことを要するも訴願法第十五條に依り訴願裁決書（又は却下書）を訴願人に交付するに當りては、特に會議を開くことを要せず會を代表する會長を經由すれば足るものと解し差支なきや（S・A生）

答 御意見の通りと存す。

### ◎一般自動車道開設工事竣功期間經過後の期間伸長

問 自動車道事業に於ける工事竣功期間の伸長に關する主

務大臣の職權は昭和八年八月鐵道内務省令「自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件」第四條に依り地方長官に委任されてゐるが、事業者が工事竣功期間經過後に期間伸長の申請を爲した場合に於ても地方長官に於て處分し得るものなりや（O・K生）

答 工事竣功期間の伸長に關しては何等の制限なく委任せられてゐるから、此の場合に於ける許否もやはり地方長官の職權に屬するものと思ふ。工事施行認可申請期間の徒過が免許の失效を來すのと異り、工事竣功期間の經過は之のみに依り當然に一定の法律上の効果を發生するものではなく、其の後の伸長申請に對しても地方長官は自動車交通事業法第二十條第二項の規定に依り之が許否を決定すべきである。只不許可處分を爲した場合に其の報告（職權委任省令第六條第二項）を受けた内務大臣及鐵道大臣は自動車交通事業法第二十九條に基き自動車道事業經營免許の全部又は一部の取消等の處置に出づることとなるであらう。